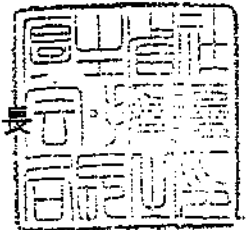


社援第1299号  
平成12年5月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省社会・援護局長



生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項  
の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件の施行について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に規定する  
介護扶助の運営については、介護扶助運営要領（平成12年3月31日社援第  
825号本職通知。以下「運営要領」という。）の定めるところにより行われ  
ているところであるが、今般、「生活保護法第54条の2第4項において準用  
する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」  
（平成12年厚生省告示第214号。以下「介護方針告示」という。）が公布  
され、本年4月1日から適用されることとなった。

介護方針告示の概要及び留意事項は次のとおりであるので、関係機関及び指  
定介護機関に周知を図り、施行に遺憾なきを期されたい。

なお、運営要領の一部を別紙のとおり改正し、本年4月1日から適用する。

## 1 本告示の概要

法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づ  
き、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年  
厚生省令第37号）第48条第3項第2号に規定する特別な浴槽水等の提供  
その他の介護サービスの提供において利用者の選定により提供される特別な  
サービス（以下「選定サービス」という。）のうち、指定介護機関が介護扶  
助に係る介護サービスとして行うことのできないものを定めたものであるこ  
と。

## 2 留意事項

指定介護機関は、選定サービスについては、介護方針告示に掲げるものを  
除くほか、被保護者の選択に基づき被保護者の負担により提供することがで

きるものであること。

なお、被保護者がこれらの選定サービスの提供を受ける場合においては、保護の実施機関は、運営要領第5の5により移送費を支給する場合を除くほか、当該選定サービスに係る費用について生活扶助若しくは介護扶助の加算を行い又は収入認定除外を行ってはならないこと。

## 別紙

- 1 第5の2の(6)のオの(イ)中「指定介護機関は、」の次に「第6の2による場合を除くほか、」を加える。
- 2 第6の1の(2)中「並びに厚生大臣が介護の方針及び介護の報酬の基準を定めた場合には当該基準」を「及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成12年厚生省告示第214号。以下「介護方針告示」という。)」に改める。
- 3 第6の2を第6の3とし、第6の1の次に次のとおり加える。

### 2 選定サービスの取扱

指定介護機関は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第48条第3項第2号に規定する特別な浴槽水等の提供その他の介護サービスの提供において利用者の選定により提供される特別なサービス(以下「選定サービス」という。)については、介護方針告示に掲げるものを除くほか、被保護者の選択に基づき提供し、当該選定サービスに係る費用を被保護者から徴収することができるものであること。

なお、被保護者がこれらの選定サービスの提供を受ける場合においては、保護の実施機関は、第5の5により移送費を支給する場合を除くほか、当該選定サービスに係る費用について生活扶助若しくは介護扶助の加算を行い又は収入認定除外を行ってはならないこと。